

商法改正に則り、現在本定款の改訂作業中

概要と定款

1 概要

- (1) 株式会社組織とし、生徒全員が一株株主(一株の額面金額@¥500 授権株式数2,000株)となる。
- (2) 生徒の役割分担は、2部9課19係(組織図参照)の経営組織で、原則として生徒の希望により決定する。
- (3) 店舗数は24とする。(1クラスで2店舗)
- (4) 仕入業者の選定は、卒業生の就職先や保護者等から選び、開催趣旨と仕入条件を理解していただく。
仕入条件
・代金の支払は、11月末日までに銀行振込。 ・商品の受け渡し場所は、当社店頭。
・原則として受託販売形式。
- (5) 飲食部門と謝恩品コーナーは、PTAで運営する。

2 定款(抄)

第1章 総則

第1条(商号)

当社は、市岐商デパート株式会社と称する。

第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 百貨店業
- 2 食堂及び喫茶店業

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を岐阜市南鏡島2-37(岐阜市立岐阜商業高等学校)に置く。

第4条(公告の方法)

当社の公告は、「市岐商デパートニュース」に掲載する。

第2章 株式

第5条(発行する株式の総数及び株主の新株引受権)

当社の発行する株式の総数は2,000株とし、その株式はすべて額面株式とする。

- 2 当社の株主は、新株について引受権を有する。

第6条(額面株式1株の金額)

当社の発行する額面株式1株の金額は、金500円とする。

第7条(株券)

当社の株券はすべて記名式とする。

第3章 株主総会

第13条(株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第14条(議長)

株主総会の議長は社長がこれに当る。

社長に事故あるときは、副社長がこれに当り、副社長に事故あるときは、取締役がこれに当る。

第15条(決議)

株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決議する。

第5章 決算

第23条(営業年度)

当社の営業年度は年1期とし、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

第24条(利益金の処分)

毎決算期の純利益に前期繰越利益を加えたものをもって未処分利益とし、これを次の通り処分するものとする。

- 1 利益準備金
- 1 株主配当金
- 1 社会事業寄付金 それぞれ若干
- 1 別途積立金
- 1 繰越利益

第25条(利益配当)

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主に配当する。